

1. 訪問介護

【 利用料金 】

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

※料金表＝昼間の基本料金

	30分未満 (巡回型)	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごと)
身体介護	2,871円	4,549円	6,609円	934円を追加
	20分～45分未満		45分以上	
生活援助	2,150円		2,657円	
	20分以上	45分以上	70分以上	
身体介護に 引き続き生活 援助を行う 場合	788円	1,576円	2,364円	

※その他の加算

初回加算	初回のみ	200単位	226円
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について加算)	100単位	113円
介護職員処遇改善加算(I)	(基本単位+各種加算)×0.04(四捨五入)×地域加算11.26(小数点以下切捨て)		

- * 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時間帯は、25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は、50%増しとなります。
- * 上表の基本設定の基本になる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- * 通院等の介護に関わる交通費については、実費を請求させていただきます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

利用者のご都合でサービスをキャンセルされる場合には、体調の急変と入院を除き、下記に定められた料金をお支払い頂きます。

- ① 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
連絡先電話：03-5431-3525

② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までに連絡してください。当日のキャンセルは、一定のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

③ キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無 料	
サービス利用日の当日	¥2, 100	

(4) その他

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者のご負担となります。

② 料金のお支払い方法

お支払い方法は、毎月22日引き落としとなっております。毎月15日までに前月分の請求書を送付いたしますので、21日までにご入金下さい。なお、引き落としの都合の悪い方は予めご相談下さい。

(5) その他の料金

利用者の請求に対し、記録のコピー費などは実費でのご負担をお願いする場合があります。

2. 介護予防訪問介護

【 利用料金 】

(1) 利用料

利用料は1ヵ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって、次の通りとなります。

支給区分	I (概ね週1回)	II (概ね週2回)	III (概ね週3回以上)
1. 利用料金	13,804 円	27,609 円	43,790 円
2. うち介護保険から給付される額	12,423 円	24,848 円	39,411 円
3. サービス利用にかかる自己負担額 (1-2)	1,381 円	2,761 円	4,379 円

《 加算 》

初回加算	初回のみ	200 単位	利用料 226 円
介護職員処遇改善加算(I)	(基本単位+各種加算)×0.04(四捨五入)×地域加算 11.26(小数点以下切捨て)		

※利用者の体調不良や状態の改善等により、介護予防訪問介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または介護予防訪問介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割り引き、又は増額はいたしません。

※月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、終了したりした場合でも、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- ・ 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ・ 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ・ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

※月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

※利用者が未だ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻しされます。（償還払い）

また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に併せて利用者の負担額を変更します。

（２） 介護保険の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

《 サービスの概要と利用料金 》

① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

② 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- ・ 1枚につき 10円

（３） 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（４） 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- キャンセル・・・利用者のご都合でキャンセルされる場合には、体調の急変と入院を除き、前日までにご連絡下さい。

(5) その他

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者のご負担となります。

② 料金のお支払い方法

お支払い方法は、毎月22日引き落としとなっております。毎月15日までに前月分の請求書を送付いたしますので、21日までにご入金下さい。なお、引き落としの都合の悪い方は予めご相談下さい。